

# 鋼船規則検査要領

**R 編**

**防火構造, 脱出設備及び  
消火設備**

鋼船規則検査要領 R 編

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 12 月 27 日 達 第 65 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

2013年12月27日 達 第65号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## **R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備**

### **R30 試料抽出式煙探知装置**

#### **R30.2 工学的仕様**

R30.2.4 として次の1条を加える。

##### **R30.2.4 設備の制御要件**

規則 R 編 30.2.4-1.(2)の適用上, 固定式炭酸ガス消火装置の消火剤が格納される区画に規則 R 編 25.2.2 の規定に適合する2つの独立した制御装置が備えられている場合には, 当該区画を火災制御場所とみなして差し支えない。

#### 附 則

1. この達は, 2014年1月1日から施行する。